

5章 総合

問題

【1】

解説

【着眼点】

一橋大日本史の第1問（前近代）は、「中世と近世との比較」がテーマとなることが多い。例えば、2000年は中世の一揆と近世の一揆の違い、1998年は中世と近世における武士・百姓身分の在り方の違いを扱った問題である。1995年の中世農民の識字能力の発達も、近世と比較して答える問題であった。さらに、中世から近世への画期となった一大事業といえば太閤検地である。太閤検地が、家臣団統制や土地・農民支配の面でどのような意義があったのか、しっかり確認しておこう。

【知識の整理】

1. 守護大名と戦国大名の違い

まず、守護大名が「幕府から与えられた職権に基づく」支配であったのに対し、戦国大名は「自力」で支配を行ったという違いについて押さえておこう。守護大名の権力の由来は、刈田狼藉取締権・使節遵行権といった権限にある。領国内の国人を被官化するといつても、こうした職権をエサに手なづけるだけであり、強固な主従関係を結べたわけではない。これが守護大名の本質的な弱さ・限界であった。それゆえ応仁の乱で幕府の権威が失墜すると、守護大名も没落の運命を共にするのである。一方、戦国大名に頼るべきものはない。貫高制や寄親・寄子制など、これら一連の施策を戦国大名はすべて自力で行い、そして家臣たちと強力な主従関係を結んだのである。

2. 荘園制の推移

莊園との関係については、守護大名が「莊園に寄生」していたのに対し、戦国大名は「莊園の否定」をはかったという点を押さえておきたい。守護大名には領域支配を強めて莊園を侵略していくといった一面もあるが、基本的には莊園制を超えない存在であった。守護請や半濟令を考えてほしい、莊園あっての権限であるはずだ。それゆえ、農民に対しても莊園を間に挟んだ間接的な支配しか及ばない。これに対して戦国大名は、指出検地を行って面積・収入額の把握に努めた。これは莊園制を否定し、戦国大名自らが土地・農民の支配に直接乗り出すことを意味するものであった。

3. 太閤検地の歴史的意義

太閤検地の意義は、(1)全国の土地を、(2)統一基準で、(3)直接計測したことに尽きる。こうした徹底的な土地調査事業が、戦国大名の領国支配をさらに一步押し進めることになった。

検地帳に耕作者を登録したことで（一地一作人の原則）、名主などの中間搾取層（作合）が

否定されて荘園が完全に消滅した。また、農民を土地に縛り付けて年貢納入の負担を負わせることが可能となった。さらに、石高制を確立し、知行地給付に見合った軍役を負担させる大名知行制の基礎ともなった。こうして、太閤検地は中世の名残を清算し、近世の幕藩体制の基盤を準備したのである。

【解答のポイント】

問1

守護大名 = 幕府から与えられた職権に基づく支配

⇒国人を被官化していったが、明確な主従関係は成立せず

戦国大名 = 自力支配を行う

貫高制 = 収入を保障する代わりに軍役を負担させる

寄親・寄子 = 有力家臣に預けて家臣団を組織し、軍事体制を確立

⇒こうして国内の武士と主従関係を結び、城下町に集住させる

問2

守護大名 = 守護請・半済などを通して荘園に寄生

⇒農民には間接的な支配しか及ばない

戦国大名 = 指出検地により、耕作地の面積などを家臣・名主が自己申告

⇒土地・農民の直接支配をはかる

問3

太閤検地 = 全国の土地を直接調査し、検地帳に面積・石高・耕作者を登録

名主らの中間搾取層の否定 → 荘園が完全に消滅する

農民を土地に縛り付け、年貢を負担させることが可能に

石高制の確立 → 知行地給付と軍役負担の大名知行制の基礎となる

解答例

問1 守護大名は幕府から与えられた職権に基づいて領国支配を行い、国人を被官化したが、土地を媒介とする強固な主従関係は成立していなかった。一方、戦国大名は貢高制による収入の保障と軍役の負担によって国内の武士と主従関係を結び、城下町に集住させて、寄親・寄子制によって組織化するなど自力支配を達成した。問2 守護大名は半済などを通して荘園を侵略する一方、守護請などにより荘園に寄生する存在でもあり、農民に対しても間接的な支配しか及ばなかった。それに対し戦国大名は指出検地によって家臣・名主に耕作地の面積や収入額を自己申告させ、土地・農民の直接支配をはかった。問3 太閤検地では全国の土地を直接調査し、面積・石高・耕作者を検地帳に記した。この結果、名主らの作合が否定されて荘園が完全に消滅し、農民の直接支配と年貢納入の負担が可能となった一方、石高制が確立して領地に見合った軍役を負担させる大名知行制の基礎となった。

(400字)

【2】

解説

【着眼点】

豊臣秀吉の全国統一については、東大日本史では過去にも出題例がある。2001年には第3問、2009年には第2問で出題されているが、このことは、織豊政権期を中世から近世への過渡期として位置付けていることを如実に示している。織豊政権について、同じ武家の世として、中世と近世の共通点と相違点は何かという視点から考える必要がある。本問は、Aが相違性、Cが共通性（連動性）を問う問題であった。秀吉が利用した地位とその論理を問うBも含め、与えられた史料を踏まえて考えて考えていこう。

【知識の整理】

●惣無事令＝自力解決が否定される時代へ

史料(1)は一般に惣無事令と呼ばれている。秀吉が全国の支配者の立場から、諸大名に対して戦闘の停止と領地確定の秀吉への委任を命じたものである。1585（天正13）年に九州地方の諸大名に発した史料(1)の惣無事令を皮切りに、1587（天正15）年には関東・奥羽地方にも出され、前者は島津氏の、後者は北条氏の武力討伐の根拠となった（奥羽の伊達氏は降伏）。

さて、惣無事令は史料(1)にも「成敗」の語が見られるとおり、中世の喧嘩両成敗法に由来すると捉えられる。喧嘩両成敗はそもそも、国人が一揆を形成するに当たって結んだ盟約の中に見られる。国人一揆では自主的な地域権力を作り上げるため、神の下で同心を誓い（一味神水）、一揆の決定事項を個人的な事情に優先することを約束した。それゆえ、一揆の参加者が私闘によって紛争を解決することは禁じられ、喧嘩口論は理由の如何を問わず双方が罰せられることになったのである。

この決め事を国人から取り上げる形で制定されたのが、戦国大名の分国法である。国人たちが自主的に取り決めていた事項を奪い取る。それは、第一に自力解決の否定を、第二に戦国大名の裁判権の確立を意味した。今後は俺様（戦国大名）がすべてを決めるから、家臣となったお前ら（国人）は私闘で決着をつけてはいけない、ということである。戦国大名による領国内の一元的な支配を示すのが、喧嘩両成敗法の分国法への吸い上げだったのである。

こう見てくれば、惣無事令が喧嘩両成敗法の全国版であることが分かるだろう。史料(1)には「国や郡の境目争い」とあり、史料(2)には「境を接する大友氏から攻撃を受けている」とある。戦国の世であるから大名同士が所領争いをするのは当然だが、秀吉はそれを、全国の支配者の立場から禁止したのである。領地確定の秀吉への委任、それは、大名の自力解決を否定したものともいえる。

なお、秀吉は惣無事令の他、海賊取締令（後期倭寇の禁圧）・喧嘩停止令（村同士の境目争いの禁止）など、あらゆる場面において私闘での決着を禁止している。中世が絶対的な権力者の不在ゆえに自立の気風が高まった時代であったのに対し、近世は一元的な権力者（秀吉・徳川幕府）が出現して自力解決が否定された時代であった。

●関白＝朝廷の権威の利用

それでは、秀吉が全国の支配者として振舞う根拠は何か。史料(1)には「勅命に基づいて」と

あり、史料(2)には「関白殿」とある。秀吉は1585（天正13）年、知行を加増するなどして五摂家に取り入り、近衛前久の猶子（名義上の養子）となって念願の関白の地位を手に入れた。そして、関白として天皇から全国の支配権を委ねられているという論理を用いて、惣無事令を発したのである。

このように、秀吉は全国統一のため朝廷や天皇の権威を利用するよりも辞さなかったわけだが、そこにはどのような事情があったのだろうか。「天下布武」の印章を掲げ、武力による統一をめざした主君織田信長が、1582（天正10）年の本能寺の変で志半ばにして倒れたのは、信長49歳の時である。1585（天正13）年に46歳を迎えた秀吉の前には、いまだ従わぬ大名が各地にいた。多少の焦りを感じ、現実路線に転換したとも考えられる。しかし、それ以上に、前年の1584（天正12）年に徳川家康と小牧・長久手の戦いで一戦を交え、和睦に終わるという結果が重くのしかかった。

武田氏の滅亡と信長の横死に乗じて三河・遠江・駿河・甲斐・信濃の5カ国を手に入れた家康と、1583（天正11）年の賤ヶ岳の戦いで柴田勝家に勝利して畿内を固めた秀吉とは、いずれ戦わねばならぬ運命にあった。信長の次男で織田家の家督を継ぐ信雄が秀吉に反発して家康と同盟を結ぶと、均衡が崩れて戦端が開かれた。戦力的には秀吉方が圧倒的に有利に立っていたと考えられる。しかし、局地的な緒戦では秀吉の甥秀次を敗走させるなど家康方が勝利を収めた。結局、武力では決着がつかず、信雄・家康ともに人質を差し出すことで講和を成立させた。

それゆえ、形式上は家康・信雄方の敗北である。秀吉は家康を上洛させ、大坂城で諸大名を前に臣従を誓わせている。しかし、武力によって完全に屈服させたわけではなかった。家康はその後、秀吉の全国統一事業に大きく立ちはだかることになる。征夷大將軍への任官を不可能としたのが家康の存在であったといえる。それが、朝廷の権威を利用する路線へと転換する分岐点となった。

秀吉は1586（天正14）年、太政大臣を兼ねるとともに後陽成天皇から豊臣の姓を賜った。そして、1588（天正16）年、京都に造営した聚楽第への後陽成天皇の行幸を実現する。秀吉は諸大名を聚楽第に呼び寄せ、関白秀吉の命令に従うとの起請文を提出させた。天皇を利用して、秀吉への服従を誓わせる。これを可視化したイベントが後陽成天皇の聚楽第行幸であった。

●大名知行制＝封建的主従関係の回復

関白の名の下に惣無事令を発するというカードを手に入れたのち、秀吉の全国統一事業は極めて効率的なものになっていった。一方で命令違反による武力討伐をおわせ、一方で所領の安堵をちらつかせる。もはや武力で完全決着をつけて滅亡に追い込む必要はない（近代ヨーロッパ的な勢力均衡の概念から見ても、滅ぼさずに大名同士の力関係のバランスを保っておく方が得策であった）。島津氏に対しても、九州征伐の前に薩摩国・大隅国の支配は約束されていたと考えられる。秀吉が戦陣に乗り込む前に、ほとんど決着はついていたのである。

大名に所領を安堵するに当たって基準となったのが石高である。秀吉は、信長の遺志を継いで全国統一に乗り出した1582（天正10）年から、2度にわたる朝鮮出兵に失敗して失意のまま亡くなる1598（慶長3）年まで、全国の土地を統一基準で計測・調査する太閤検地の事業を続けた。そして、全国の生産力を米の石高に換算して統一的に把握することにした。

これが、石高制である。

全国の領主権を握る秀吉が、大名に対して石高を基準に知行地を給付し、大名はそれに見合った軍役を負担する体制を大名知行制という。秀吉は全国統一を成し遂げた翌1591（天正19）年、諸大名に命じて国郡別に石高を記録した御前帳と諸国を描いた国絵図を提出させ、各大名の石高を確定させた。こうして、秀吉と諸大名とは御恩と奉公による封建的主従関係で結ばれたのである。

それは、武家社会固有の関係が回復されたことをも意味した。鎌倉幕府における將軍（鎌倉殿）と御家人との封建的主従関係は、鎌倉幕府の滅亡と、御家人制を支える惣領制の血縁的結合の動搖によって断ち切られた。その後、室町幕府の支配原理として封建的主従関係が前面に現れることはなかった。將軍家と守護大名とはお互いに持ちつ持たれつのような関係であったし、守護大名も幕府から与えられた職権を振り分けることによって国内の武士（国人）を被官化するのみであった。

転機が訪れるのは戦国時代である。戦国大名は家臣たちに収入額を自己申告させ（指出検地）、領国内の生産力を錢高に換算して把握して（貫高制）、これを基準に知行地給付と軍役負担による主従関係を結んだ。御恩と奉公の関係の復活である。そして、その全国版が大名知行制だったといえる。秀吉（後には徳川將軍家）－大名－家臣という形で、ピラミッド型の封建的主従関係が築かれる。新たな封建社会の時代として、近世は幕を開けたのである。

【解答のポイント】

A

戦乱の原因 = 領地の境界をめぐる争い

→諸大名は私闘によって自力解決をはからうとする

秀吉の方針 = 領地確定に関する自らへの裁定の委任（惣無事令）

→従わない大名には武力で成敗する姿勢で臨む

B

天皇を後見する関白の地位を利用

→全国支配を天皇から委ねられたとして命令を正当化

C

中世以来の結合の原理 = 封建的主従関係（御恩と奉公の関係）

全国の領主権を握る秀吉が、諸大名に石高を基準に知行地を給付

→それに見合った軍役を負担させる（大名知行制）

解答例

A秀吉は諸大名が領地の境目をめぐって私闘により自力解決をはからうとしたことが戦乱の原因と考え、領地確定に関して自らの裁定に従うよう命じ、拒否する大名には武力で成敗する姿勢で臨んだ。

(90字)

B関白に任せられることで天皇から全国支配を委ねられたとした。

(30字)

C全国の領主権を握る秀吉が諸大名に石高を基準に知行地を与え、それに見合った軍役を負担させる形で封建的主従関係を確立した。

(60字)

添削問題

解説

【着眼点】

一橋大学日本史の第1問では前近代が出題されるが、本問は古代から近世までを統一したテーマでその推移を追う出題であり、この時代範囲で都市の在り方が問われている。それぞれの時代の国家体制、社会・経済の仕組みと結びつけて考えてみよう。

【知識の整理】

1 都城制

都城の歴史は藤原京（694年、持統天皇）に始まり、平城京（710年、元明天皇）・長岡京（784年、桓武天皇）を経て平安京（794年、桓武天皇）へと続いた。

藤原京は飛鳥浄御原令の施行に伴って、その施行の場として設けられた日本初の本格的都城である。その形状は北魏の洛陽に類似しており、都の中心に天子がいるべきとする中国の古典『周礼』の思想に従って造営されたものと考えられ、都城のほぼ中央に藤原宮はあった。これに対して、平城京・平安京はともに唐の長安に倣い、天子を北極星になぞらえる思想から都城の北端に宮が位置していた。

都城は宮（宮城）と京から成る。宮には天皇の居所である内裏があり、大極殿・朝堂院などの儀礼・政務の施設とともに、諸官庁が立ち並んで政治の中心としての機能を果たすようになっていた。一方の京は朱雀大路を境に左京と右京に分かれ、九条と左京・右京のそれぞれ四坊からなる条坊制によって区画されていた。京には大寺院も存在していたが、都城に住む人々の生活の空間であり、左右両京には物資調達の場としてそれぞれ西市・東市が設けられた。概ね五条以北には貴族が広大な邸宅を与えられて居住し、以南には、官人や庶民の住居があった。

京内に本籍地を持つ人々は、貴族・官人が中心であった。彼らは京戸と呼ばれ、その出自は多くは畿内豪族の出身者であり、その範囲はすでに670年の天智天皇の近江大津宮の時代に定まっていたとされる。すなわち、本来畿内各地に固有の領地を持ち、天皇の宮が移転する（藤原京以前は天皇毎にその政務の場である宮は移転していた）たびにそこに通い、また近辺に別宅を構えるなどして大王と共に支配層を形成していた畿内豪族とその係累が、公地公民制の成立による律令体制の形成で、それぞれの固有の領地を失い、都城の内に囲い込まれることによって都城の都市住民は形成されていったのである。したがって彼ら旧畿内豪族には、広大な邸宅とともに位階が授けられて貴族身分が与えられ、位階に応じた官職が与えられる（官位相当の制）とともに、位階に応じた位田・位封・位禄・季禄や官職に応じた職田・職封を国家から給与されてその経済生活を維持させることになったのである。

2 中世の都市

(1)京都の変容

都城は政治都市として出発したが、平安京は平安時代中期を迎えると経済都市としての側面も強めるようになった。

平安京では、慶滋保胤の『池亭記』に現れているように、10世紀後半以降になると右京が

衰退していった。一方の左京は繁栄し、四条以北には貴族の邸宅や町屋が密集し、七条以南には手工業者の集住も見られるようになった。また市域も拡大し、12世紀には、白河天皇の建立した法勝寺などの六勝寺のある鴨川以東まで道路が整備されるようになった。このような左京の繁栄の背景には、律令制の衰退に伴う寄進地系荘園の発達がある。荘園領主となった貴族や寺社のもとには各地の荘園から貢納物が運び込まれ、その加工や余剰品の売買を行う商店が増加するようになった。

中世になってもこの趨勢は続き、北野神社の麁座、祇園社の綿座、四府駕輿丁座（米・鋤鉄・呉服などの専売を行った）、大舎人座（西陣の織手集団）などの商工業者の団体の本拠地となるとともに、土倉・酒屋などの高利貸業者も増加し、豊かな商人である町衆と呼ばれる人々も現れた。また、室町時代を迎えると、室町幕府の所在地となったことで武士の集住も進み、足利将軍家、幕府の諸官司に仕える武士だけでなく、鎌倉府の領域を除く守護の多くが在京したために武士人口が増加し、さらに室町幕府の保護を受けた五山などの臨済宗寺院や町衆の支持を受けた日蓮宗の寺院も増加した。

中世の京都は、道路の両側の店舗からなる町（ちょう、両側町）が都市の単位となり、町の出入り口には木戸を設けたりして治安の維持をはかるとともに、町法などを定めて自治が行われた。町は周辺の町と連合して町組を形成し、さらに上京・下京という2つの惣町を構成するなど重層的に構成され、町や町組では町衆から選ばれた月行事によって運営が行われた。これら町衆の力によって応仁の乱で荒廃した京都は復興することとなり、1500（明応9）年には中断していた祇園会も復活することになった。

(2)自由都市

●博多

律令国家の時代に大宰府の外港として機能していた博多は、11世紀になると日宋貿易での宋船の来航地となって宋人なども居住する国際的な都市となった。博多には、鎌倉時代には鎮西探題が、室町時代には九州探題が置かれたが、15世紀になると日朝貿易・日明貿易の基地として繁栄して守護大名たちの争奪の地となり、応仁の乱以降は大内氏の支配下に入り、細川氏とともに日明貿易の主導権を握った大内氏のもとでさらに発展した。

博多では、足利義満による第1回の遣明使節となった肥富や、石見大森銀山に灰吹法を伝えた神谷寿禎、16世紀末には南蛮貿易や朝鮮との交渉に携わった神谷宗湛や島井宗室などの豪商が現れ、これら豪商12人の年行司によって自治が運営された。

1551（天文20）年に大内氏が滅亡した後も、博多は南蛮貿易の貿易港として繁栄したが、1586（天正14）年には島津氏の焼打ちに遭い、翌1587（天正15）年には九州を平定した豊臣秀吉の直轄地となってその統制下に置かれた。さらに江戸時代になると南蛮貿易の貿易港は長崎や平戸が中心となり、江戸幕府の鎖国政策によって長崎のみが西洋との窓口になると、博多は貿易港としての機能を失った。

●堺

大阪湾に位置する堺は、鎌倉時代から国内交易や手工業の都市として発展し、中期には南北の2つの荘が成立した。室町時代に入ると、応永の乱（1399年）後に細川氏の守護地となり、

応仁の乱後は遣明船の発着地として発展した。寧波の乱（1523年）以降、細川氏が日明貿易から撤退してからは、南蛮貿易の基地となり、また堺商人橋又三郎が種子島に渡来した鉄砲の製法を伝えたことから、鉄砲の生産地としても発達した。

堺では、有力商人36人から成る会合衆が南荘・北荘を統合して自治を行い、また海に面した西側を除く三方に濠を巡らし、櫓を設け、傭兵を雇って武装して周囲からの独立を守っていた。

しかし、織田信長の畿内進出に伴って、1569（永禄12）年にはその直轄地となり、豊臣秀吉が大坂城を築くと、堺の住民の大坂移住が行われて濠も埋められ、江戸時代には幕府の直轄地となり、博多と同じく、幕府の鎖国政策の進行に伴って、繁栄は失われた。

3 近世の都市

(1)大都市江戸

江戸は、1590（天正18）年8月1日の徳川家康の関東入部以来、関東経営の拠点として発達を始めた。1600（慶長5）年の関ヶ原の戦い、1603（慶長8）年の江戸幕府開設以降は、諸大名に命じて大規模な城下町作りが行われ（天下普請）、もとは入り江であった日比谷周辺の埋め立ても進んで、寛永年間（1624～44）には江戸城と城下町がほぼ完成した。江戸の市街地は明暦の大火以降変化し拡大したが、ここには徳川の直参の旗本・御家人だけでなく、寛永年間の参勤交代の制度化によって諸大名が藩邸を置いて妻子を居住させて江戸詰の藩士を置き、大名自身も大勢の家臣とともに領国在住と江戸在住を繰り返すことによって、享保期にはおよそ50万人に上る武家人口が居住することになった。こうした消費者の増大は、その生活を維持するための商人や手工業者の集住を必要とするとともに、都市自体の機能を維持する必要もあり、周辺からの流入によって町人人口も増加を続け、享保期には人口100万という、当時世界最大級の大都市が出現することになった。

(2)城下町の成立と発展

諸国の城下町は戦国時代から現れてくるが、太閤検地以来の兵農分離政策の進行によって、武士は城下町への居住を義務付けられ、城下に屋敷地を与えられて集住するようになった。大坂夏の陣後の1615（元和元）年6月に江戸幕府が一国一城令を発令し、大名の本城を除了すべての支城の破却を命じると、近世大名による城下町建設は加速し、近世の城下町が成立了。

城下町は大名の家臣が集住する武家地と町人地に区分され、武士は身分に応じて居住地が異なるとともに、町人地は鍛冶屋町、桶屋町、伝馬町など、職種別に集住がなされた（これは江戸においても同じ）。また、城の周辺には寺社地が設けられ、戦時の際には軍事施設としての機能も負った。

城下町の商工業は、武士などの消費者の需要を賄う機能を持つことは当然であるが、近世の城下町はそれに留まらず、城下町に商工業者を集住させることによって、領国の生産と流通の拠点とし、御用商人や職人の棟梁を通じて幕府や諸藩に領国の経済全体を掌握させる機能も負っていた。

【解答のポイント】

問 1

居住者：貴族や官人

経済生活：調庸をもとにした政府からの給与。東西の市による物資の調達

問 2

住民のあり方：商工業者の増加による町の形成。富裕な商工業者である町衆の自治

住民の構成：座などの商工業者の増加

幕府開設による武士の増加

鎌倉新仏教の浸透による僧侶の増加

問 3

博多：日宋貿易の来航地→日明貿易・南蛮貿易の拠点

豪商による自治→豊臣秀吉が直轄

堺：日明貿易の拠点。鉄砲の生産地

豪商による自治→織田信長が直轄

→江戸時代には、ともに貿易港として衰退した

問 4

江戸は幕府の所在地→直参の武士の集住

参勤交代→大名の妻子や大名・家臣が集住

武士の生活物資供給のための商工業者の増加

問 5

兵農分離、一国一城令→武士が集住

大名が物資の調達と領国経済の発展をめざして商工業者の集住を奨励

解答例

問1 都城には貴族や官人が居住し、公民が負担した調庸をもとに政府から給与が支給され、東西の市で物資の交換が行われた。問2 中世の京都は、商工業者の増加で町が形成されて富裕な町衆が自治を行い、室町幕府の開設で武士が増加し、鎌倉新仏教の浸透で僧侶も増加した。問3 博多は11世紀から宋の商船の来航地となり、室町時代には、堺・博多とともに日明貿易や南蛮貿易の拠点として、堺は鉄砲の産地としても発展した。ともに豪商による自治が行われたが、全国統一の進行で織田、豊臣の直轄地となり、江戸時代には幕府の鎖国政策で貿易港として衰退した。問4 江戸は幕府の所在地として、直参の旗本・御家人に加え、大名の妻子や参勤の大名が居住して武家人口が増加し、その消費を支える商工業者が多く流入した。問5 太閤検地後の兵農分離と江戸幕府の一国一城令で武士は城下町に集住し、大名が物資の調達と、生産と流通の掌握をめざして商工業者の集住を奨励した。

(400字)

<参考>

解説

【着眼点】

一橋大日本史の第1問では、〈中世と近世の違い〉が1つの大きなテーマとなっている。同じ武家の世でありながら、国家権力の在り方や身分制度・土地制度などに大きな違いが見られる。そして、その画期となったのが、豊臣秀吉による太閤検地の全国的な実施であった。

本問では、中世から近世にかけて農村がどのように変化したか、そして、その変化の中で太閤検地がどのような意味合いを持ったかという、一橋大日本史のストライク・ゾーンが出題された。一見、難しくないように思える。しかし、設問文から出題者の意図を考えると奥が深く、論点を明確にして全体の組立てを考えたか、単なる事項の羅列で終わるかで大きく差がついたと思われる。

問1は、「惣（惣村）について説明しているだけでは解答にならない。「惣村がそれまでの農業集落と異なる点」について答える必要がある。惣（おきて）・地下検断（じげけんじだん）といった自治的な機能の持つ意味を考えてほしい。問2は、「惣村が太閤検地によって変容した点」を問うている。太閱検地の歴史的意義は整理できているだろうが、そこから農村の変容に特化して2点選び出すことが求められる。問3は村請制について。一橋大日本史ではこうした用語説明的な問題が多いので、普段から教科書や用語集での確認を怠らないようにしたいが、本問ではそれに加えて「中世の惣村における年貢収納の仕組みとの関係」も問われている。村請制という〈お上〉にとって都合のよい年貢納入システムが可能だったのはなぜだろうか？」

【知識の整理】

● 惣の形成

鎌倉後期から南北朝期にかけて、経済的に成長した農民らによって荘園・公領の内部には自治的な村落が形成され始めた。これを惣（惣村）という。

惣が発達した背景には農業生産力の向上があった。二毛作の開始、乾田の普及、肥料の使用といった技術の発展によって農業生産が増大すると、余剰生産物が発生して農民の自立が促されたのである。鎌倉時代後期以降、名主の下で土地を請作していた作人や、同じく名主の下で隸属していた下人・所従が小百姓として独立する動きが見られた。惣は名主層を指導者（乙名・沙汰人）としつつ、こうした新たな構成員を加えて形成され、宮座による村落の祭祀や農耕における共同作業、戦乱に対する自衛などを通じて地縁的な結束を固めていった。

惣内の重要事項は協議機関である寄合で決定され、自ら惣（地下検断・村請）を定めて入会地の使用方法などを決めた。また、村民自らが警察権・裁判権を行使する自検断（地下検断）も行われ、荘園領主に対する年貢は惣が一括して納入する地下請（村請）の方法が広まっていった。こうして確立した自治権は、愁訴・強訴・逃散などの手段を用いて支配者層に要求をのませたり、名主層が地侍として守護大名らと契約を結んだりして勝ち取ったものである。そして、その過程で荘園領主や守護大名の惣内への介入を排除していくことにも注目してほしい。従来の荘園公領制が上から作られた支配の枠組みであるのに対して、惣はそうした支配をはねのけて農民たちが作りあげた自治空間だったのである。

惣はさらに、周辺の村落とも連帶して荘園・公領内あるいはその枠を超えた大規模な結合体

を形成した。これを惣庄・惣郷という。こうしたネットワークが作られていたからこそ、1428（正長元）年の正長の土一揆で近江坂本の馬借の蜂起が徳政を求める動きとして畿内一帯に広がったのである。

さて、本問では「惣村がそれまでの農業集落と異なる点」について問われている。農民が上からの支配（莊園公領制）を脱したという観点から、(1)生産力の増大による農民の自立を背景に自治的な組織が形成された、(2)惣掟・地下検断などで自治権を確立し、支配者の干渉を排除した、(3)莊園・公領の枠組みを超えて広域的に連帶した、の3点をまとめたい。

●太閤検地の歴史的意義

豊臣秀吉が1582（天正10）年に主君である織田信長の天下統一の意志を引き継ぎ、1598（慶長3）年に亡くなるまで続けられた太閤検地は、全国の土地を統一基準で直接計測したこと大きな意義がある。この、一元的な権力を握った秀吉だからこそ行い得た徹底的な土地調査事業は、中世から近世への画期となるものであった。

さて、「惣村が太閤検地によって変容した点」と問われて何を答えれば良いだろうか？まず、莊園の消滅である。太閤検地では、検地帳を作成して耕作者・面積・石高などを登録することで、一地一作人の原則が確立した。そして、それに合わせて名主・莊官などの中間搾取層（作合）が否定され、莊園が完全に消滅したのである。惣が莊園公領制の枠組みを突き破る形で成立したことを考えれば、この点は指摘すべきだ。

次に、農民がどのような立場に置かれたかを考えよう。検地帳への登録は、一方では耕作権が全国の支配者である豊臣秀吉から保障されたことを意味していた。しかし、一方でそれはどこにも逃げられないということでもある。これを支配者の側から見れば、農民を土地に縛り付けて直接支配することが可能となったと捉えられる。この点も、惣が上からの支配を脱していったことを鑑みれば大きな変化である。

解答例はこの2点をまとめたが、兵農分離を思いついた人もいるだろう。これも大きな変化である。ただし、兵農分離は刀狩・人掃令などを合わせて達成されたものである。また、農村支配の面から見た兵農分離の意義は、家臣とした武士層を城下町に集住させ、在地領主権を否定した点にある。これは農民の直接支配に含まれるべき内容である。設問の要求を考え合わせても、兵農分離がメインの要素にはならないであろう。

●近世の農村支配のしたたかさ

問3は村請制についてである。中世の惣においても莊園領主に年貢を一括して納入する地下請が行われており、これが近世の村請制に引き継がれた——直接的に問われているのはそれだけのことだ。しかし、引き継がれたのは年貢納入の方法だけではない。村の組織や自治的な機能も引っくりめで近世の村には引き継がれている。そして、幕藩領主はこれをしたたかにも農村支配に利用したのである。

そもそも、村単位での年貢の一括納入が可能だったのは、強固な村の組織が存在していたからである。村の運営の中心は名主・組頭・百姓代の村方三役であり、彼らは支配者と村民とを結びつける窓口にもなった。村方三役を乙名・沙汰人（名主層）、村民を惣百姓（小百姓層）と置き換えれば、中世からの流れが見えるはずだ。こうした惣以来の地縁的な組織があつてこ

そ、村請制が行えたのである。

しかも、年貢の納入だけでなく、幕藩領主の発する法や掟も村方三役を通じて伝えられた。寺子屋の発達した江戸時代とはいえ、公的な文書を読み書きできたのは一部の有力者に限られる。そこで、村方三役が法や掟を村民に伝え、代官に提出する帳簿などもやはり村方三役が書き記す。こうした〈文書の村請制〉ともいえる支配システムが近世の農村では形成されていた。

近世の幕藩領主は、惣の自治的な組織を解体しようとはしなかった（惣郷などの広域的な連帶については、村切りを行って勢力の分断をはかった）。むしろ、こうした既存の組織を利用し、村方三役を支配の末端と位置付けることで、年貢納入や文書伝達の円滑化をはかろうとしたのである。

それは農村に限ったことではない。町では問屋商人らが独自に仲間を結成していたが、享保の改革ではこれを株仲間として公認することで流通の掌握をはかった。仏教では、宗派ごとに作られた全国的な組織（本末制度）を庶民の支配に利用した。寺請制度の下で庶民が檀家として把握され、^{しゅうしにんべつちょう}宗旨人別帳が戸籍として機能していたことを思い起こしてほしい。こうした既存の組織を利用しながら支配するしたたかさが、幕藩体制が250年近くも続いた要因の1つであろう。

【解答のポイント】

問1

生産力の増大による農民の自立を背景に、自治的な組織が形成
自治権を確立し、支配者の干渉を排除（惣掟・地下検断・地侍など）
莊園・公領の枠組みを超えて広域的に連帶（惣郷・惣莊）

→「それまでの農業集落と異なる点」を明確にすることが必要

問2

一地一作人の原則=中間搾取層が否定されて莊園が完全に消滅
農民は耕作権が保障された一方で封建領主は直接支配が可能に
→この問題も「太閤検地によって変容した点」を明確にする

問3

村請制=村全体の石高に応じて年貢高を決定して名主が一括納入する制度
近世の幕藩領主は惣村の自治的な組織を支配に利用
→中世の地下請の慣行を年貢の円滑な納入に役立てる

解答例

問1 中世後期には生産力の増大を背景にして農民の自立が進み、名主層を中心に成長した小百姓も加わって惣村の自治が行われた。惣では惣掟の作成や地下検断を通じて自治権を確立し、指導者である乙名・沙汰人らが地侍となって大名と主従関係を結ぶなどして、支配者の惣内への干渉を排除した。こうした動きは從来の荘園・公領の枠組みを超えて、惣郷・惣荘といった広域的な農民の連帶が形成された。問2 太閤検地では一地一作人の原則に基づいて耕作者が検地帳に登録されたことで、中間搾取層が否定されて荘園が完全に消滅した。また、この施策により農民は耕作権が保障された一方で、封建領主は直接支配が可能となった。問3 村請制。村全体の石高に応じて年貢高を決定し、名主が一括して納入する制度である。中世にも惣が荘園領主に対して地下請を行っていたが、近世の幕藩領主はこうした自治的な組織や機能を支配に利用し年貢の円滑な納入に役立てようとした。

(398字)